

令和元年第3回北海道議会定例会〔予算特別委員会・建設部所管〕開催状況

開催年月日 令和元年9月27日(金)

質問者 日本共産党 真下 紀子 委員

担当部課 建設部住宅局住宅課

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>二 道営住宅の役割等について</p> <p>道営住宅は公営住宅法によって、低廉な家賃で健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備することとされておりますが、バリアフリー化されていない道営住宅の高層階に住む方たちにとっては、外出や異動が困難だという声が報じられております。</p> <p>障害がある人々や今後も増加する高齢者にとっては、バリアフリー化というのは欠かせないものとなっており、道営住宅においても老朽化改修とともに、バリアフリー化改修が求められると考えております。</p> <p>(一) 道営住宅の役割とバリアフリー化促進について</p> <p>道営住宅におけるバリアフリー化はどのような計画のもとで、取り組まれてきたのか。また、バリアフリー法が改正を重ねられ、障害者基本法の改正では、障がいを理由にした差別が禁止をされております。</p> <p>こうした社会の変化を踏まえて、道営住宅の現状の課題というものをどのように認識されているのか伺います。</p> <p>(二) 今後のバリアフリー化促進の取り組みについて</p> <p>ユニバーサルデザインによる道営住宅の整備ということなのですが、今後のバリアフリー化促進の取り組みをどのように加速しようとしていくのか伺います。</p> <p>高層階の住み替えというのはなかなか難しいと聞いております。ユニバーサルデザインの視点に沿ってということなんですけれども、例えば、聴覚障害をお持ちの方がインターホンを音ではなく光で感知する。こういったことは道の方では特定目的住宅以外は無いようなので、今後、入居時の対応が必要だと考えます。先ほどの笠木委員の質問にもありましたが、高層階の灯油の搬送ですが、この搬送はユニバーサルデザインに入っているのかいないのかを含めて、北海道にとっては必要不可欠だと思っておりますので、この点についても、早めの対策をお願いしたいと思っております。</p> <p>(三) 被災時等の道営住宅の役割等について</p> <p>次に道営住宅の役割として、災害で被災をした時などに空室を一時的に避難先として活用することや、障がい者の在宅生活促進、DV被害の避難対応での入居など、こうした住民の暮らしの礎となる役割が期待されております。こうした役割についての認識と、これまでどのように対応してきたのか伺います。</p>	<p>○住宅課長 高橋 信二</p> <p>道営住宅におけるバリアフリー化についてであります。道では、高齢者や障がい者の方々が、安心して生活できる住まいを実現するために、平成3年度以降に整備した住戸は手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化を行ってきておりまして、順次、改善を行ってきた住宅を合わせると、30年度末で13,606戸がバリアフリー化された住戸となっているところでございます。</p> <p>また、高齢者のみならず、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの視点に立った整備が重要と考えておりまして、16年度に「公営住宅等安心居住推進方針」を定め、以降、ユニバーサルデザインによる道営住宅の整備に、取り組んでいるところでございます。</p> <p>○住宅局長 椿谷 敏雄</p> <p>今後のバリアフリー化の取組についてでございます。道ではこれまで、手すりやエレベーターの設置など、バリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの視点に立った道営住宅の整備に取り組んでいるほか、階段の昇降が困難な高齢者の方々などに対しても、低層階への住替えも行っているところでございます。</p> <p>道といたしましては、今後ともこうした取組を着実に実施してまいりたいと考えております。</p> <p>○住宅管理担当課長 近藤 肇</p> <p>道営住宅の役割についてでございますが、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するものであり、特に居住の安定を図る必要がある方への入居に配慮する必要があると考えております。</p> <p>このため、道営住宅では、高齢者や障がい者など一般の入居希望者より住宅困窮度が高い世帯の方々を対象とした特定目的住宅を指定するほか、抽選時における当選確率の引き上げによる優先的な入居に取り組んでいるところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(四) 胆振東部地震被災地の住宅確保について</p> <p>公営住宅の役割を果たすために機能している、災害時の被災などにも対応しているという答弁があったんですけど、福島の大震災の被災のことがあって、これまで2年間とされる仮設住宅の使用期限がかなり短いとの対応で、被災から復興するためにそれで十分なのかという声が聞かれています。特に長期の避難生活が続くと、福島の災害関連死が直接死を大きく上回っていることがあります。避難先での環境の変化など大きなストレスを受けることで人間の命をも脅かすことを示しているのではないかと問題提起がされております。</p> <p>住宅再建の課題というのは、やはり高齢者や障害をもった方、生活を失った方々が自宅としての住宅再建が困難になって、民間の賃貸住宅が少なく、この先も住み続けられないということが問題となっていて、本当に対策が必要なのに、なかなか対策が十分でないことから、被災地では人口減少につながっているという、残念ながら負のスパイラルとなっています。町外への移住や人生をそこで全うできる、恒久的な住宅の確保としても、公営住宅はその役割を担う取組みが重要だと考えています。</p> <p>胆振東部地震の被災地には道営住宅はございません。自宅・住宅再建の支援とともに、町営住宅で確保しきれないなどの課題があると聞いておりますので、これ現地の声ですけれども、そういうふう聞いておりますので、道としては、道営住宅の新設を含めて検討をし、復興に向けた住宅確保に全力で取り組むべきではないかと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>恒久的な住まいの確保に向けて、地元の取組みを全力で支援するということがありますが、なかなか難しい課題もあります。金融機関に相談しても、証明ですとか二重ローンの課題があってなかなか、金融先からお金を借りきれないこともあります。それから、今おっしゃられた公的賃貸住宅の整備ということでお聞きしましたが、地域優良賃貸住宅や住宅地区改良事業など、町営住宅のほかにもあるということですが、ここのところは恒久的な住宅に変えていくのは重要な課題となっています。</p> <p>調べましたけど、一般プレハブ型の応急仮設住宅の設置解体費用に実に1,153万円かかっている。鳥取県の西部地震の当時は、300万から400万で建ったんですけど、この支出を予定して、直接、住宅再建支援に充当する事業化をしたことがテレビでも照会され、鈴木知事もそれを聞いていて、税金の効果的な使い方として、こうした方法を道として検討する必要があることを指摘申し上げて質問を終えたいと思います。</p>	<p>また、被災時には、道営住宅を応急的な住宅として被災者に対し無償で提供してきており、東日本大震災や昨年の胆振東部地震におきましても、震災発生後、速やかに被災者へ提供したところでございます。</p> <p>○建築企画監 平向 邦夫</p> <p>被災地におけます住宅確保についてでございますが、被災3町におきましては、自宅の再建などをお考えの方々のために、建築関係団体や金融機関等と連携した相談会を開催するほか、今後の住まいに関する意向などを確認し、住宅の再建が困難な方々のために、災害公営住宅など、必要な戸数の公的賃貸住宅の整備や確保に取り組んでいるところでございます。</p> <p>道といたしましては、こうした取組を支援いたしますとともに、被災3町が公的賃貸住宅を整備するにあたり、必要となる国費の確保や、町に対する技術的な助言を行うなど、一日でも早く被災者の皆様に安心していただけるよう、恒久的な住まいの確保に向けた地元の取組を全力で支援してまいります。</p>